

【高島市】

一般基準	都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。 原則として地色は、黒および原色を使用しないこと。 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。 可変式照明および電光表示板（可変式照明とは、光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明を指し、電光表示板等とは、可変式照明により、文字や意匠等を表示する機能を具えた器具を指す。以下、「電光表示板等」という。）にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。 道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとならないようにすること。
--------------------	--

個別基準

			第1種地域 (水辺と歴史の景観を守る地域)	第2種地域 (都市景観を育てる地域)	第3種地域 (眺望景観を守る地域)	第4種地域 (高島の景観を守る地域)	
自家用 広告物	総量規制		15㎡以下	—	—	—	
	野立 広告板	高さ	5m以下	20m以下	10m以下		
		幅	4.5m以下	—	—	—	
	野立 広告塔	高さ	5m以下	20m以下	10m以下		
		幅	4.5m以下	—	—	—	
	壁面 広告物	面積	(壁面の面積) × 1/4以下	(壁面の面積) × 1/2以下	(壁面の面積) × 1/3		
		その他	壁面をはみ出さないこと				
	突出 広告物	上端	取り付け壁面の高さを超えないこと				
		下端	車道：4.7m以上 歩道：2.7m以上				
		その他	突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内				
屋上 広告物	高さ	設置できません	(建物の高さ) × 2/3かつ 20m以下	(建物の高さ) × 1/2かつ 3m以下	(建物の高さ) × 1/2かつ 10m以下		
	その他		建物の幅をはみ出さないこと				
非自家用 広告物	野立て広告板	高さ	設置できません	設置できません	設置できません	10m以下	
	野立て広告塔	高さ					
	壁面 広告物	面積		(壁面の面積) × 1/2以下	(壁面の面積) × 1/3以下		
		その他		壁面をはみ出さないこと			
	突出 広告物	上端		取り付け壁面の高さを超えないこと			
		下端		車道：4.7m以上 歩道：2.7m以上			
		その他		突き出し幅：取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内			
	屋上 広告物	高さ		(建物の高さ) × 1/2かつ10m以下	設置できません	(建物の高さ) × 1/2かつ 5m以下	
	相互間距離			100m以上離すこと（同一表示者が設置する場合）			
案内 図板	面積	片面1㎡以下	片面3㎡以下				
		※景観に調和した広告物を複数の者が共同で表示する場合は、この限りでない（条件はガイドライン等により示す） ※国道同士が交差する場所から30m以下の区域は設置できません					
	高さ	3m以下（脚を含む）					
	相互間距離		500m以上離すこと	100m以上離すこと ※同一表示者が設置する広告物は100m×100mの区域内に2個以内			